平成２８年（フ）第９号
神戸市垂水区東垂水町字高丸762番地の995、従前の住所神戸市垂水区塩屋町８丁目７番７号
債務者　鈴木はるみ
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７２号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目２番23―203号
債務者　大城　幸嗣
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１号
島根県益田市飯田町1328番地１、前住所島根県益田市多田町190番地13
債務者　齋藤・リア・コリー・ガルシア
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第７３６号
広島市安佐南区東野２丁目13番19号
債務者　二宮　里美
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４５号
広島市中区弥生町１番３―101号
債務者　秋永　鈴子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５２号
広島市安佐南区伴東５丁目19番25―３―502号
債務者　大下　裕介
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７８号
広島市中区舟入川口町14番３―401号
債務者　林　　恵一
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９号
福岡県飯塚市綱分1405番地１
債務者　後藤　夏居
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８０号
福岡県大川市大字小保447番地３（小保団地1616号）
債務者　三原　美穂
1　決定年月日時　平成28年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
長崎県長崎市茂木町1516番地１
債務者　田中　憲治
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
長崎県長崎市福田本町1620番地１　福田本町アパート３棟502号
債務者　清水　マキ
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
大分市大字宮尾1266番地
債務者　溝部　辰徳
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５４号
大分市松原町１丁目３番11号（フローレンス猪原403）
債務者　三浦ちづこ
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
北海道小樽市緑１丁目18番７号
債務者　坂本　啓乃
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８号
秋田県大仙市戸地谷字花園263番地、前住所秋田県大仙市大曲丸の内町８番25号
債務者　髙橋　伸子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第３９５号
新潟市北区木崎2878番地９　サンパティーク101号
債務者　廣瀬　貴史
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０９号
新潟市西区小針６丁目４番15号　ハイツアミティ102号
債務者　阿部　康子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１９号
新潟市中央区弁天橋通１丁目４番５号　モンシャトー102号、前住所新潟市江南区曙町４丁目５番82号
債務者　渡邉　雅彦
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部